第六号様式別表十三の三（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙五十七　挿入］

第６号様式別表13の３記載要領

１　この明細書は、法人税法施行令第113条第５項の規定の適用を受ける法人が記載し、第６号様式別表12に併せて提出すること。

２　「（法第72条の２第１項第１号・第３号に掲げる事業）」となっている箇所については、事業の区分に応じ、「第１号」と「第３号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

３　法第72条の２第１項第１号に掲げる事業と同項第３号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第１号ロに掲げる法人に限る。）にあっては、それぞれの事業に係る欠損金額等又は災害損失金の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

第六号様式別表十四（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第五条関係）

［様式　別紙五十九　挿入］

第六号様式別表十四（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第五条関係）

［様式　別紙六十一　挿入］

第６号様式別表14記載要領

１　この計算書は、法人の事業税に係る税額の算出において標準税率以外の税率が適用される法人が、特別法人事業税又は地方法人特別税（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第31条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第９条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法に規定する地方法人特別税をいう。）の課税標準となる基準法人所得割額又は基準法人収入割額の計算を行う場合に記載し、第６号様式又は第６号様式（その２）の申告書に併せて提出すること。

［２～４　略］

第六号の三様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　別紙六十三　挿入］

第六号の三様式（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　略］

第６号の３様式記載要領

１　この申告書は、法第72条の２第１項第１号又は第２号に掲げる事業を行う法人（同項第１号に掲げる事業と同項第２号に掲げる事業とを併せて行う法人を含み、同項第３号に掲げる事業を行う法人を除く。）が前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び特別法人事業税額を基礎にして中間申告をする場合に使用すること。

［２～９　略］

第六号の三様式（その２）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　別紙六十四　挿入］

第六号様式別表十三の三（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙五十六　挿入］

第６号様式別表13の３記載要領

この明細書は、法人税法施行令第113条第５項の規定の適用を受ける法人が記載し、第６号様式別表12に併せて提出すること。

第六号様式別表十四（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第五条関係）

［様式　別紙五十八　挿入］

第六号様式別表十四（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第五条関係）

［様式　別紙六十　挿入］

第６号様式別表14記載要領

１　この計算書は、法人の事業税に係る税額の算出において標準税率以外の税率が適用される法人が、特別法人事業税又は地方法人特別税（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第31条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第９条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法に規定する地方法人特別税をいう。）の課税標準となる基準法人所得割額又は基準法人収入割額の計算を行う場合に記載し、第６号様式の申告書に併せて提出すること。

［２～４　同左］

第六号の三様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　別紙六十二　挿入］

第六号の三様式（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　同上］

第６号の３様式記載要領

１　この申告書は、前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び特別法人事業税額又は地方法人特別税額（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第31条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第９条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法に規定する地方法人特別税の額をいう。）を基礎にして中間申告をする場合に使用すること。

［２～９　同左］

［新設］